

高松市告示第203号

高松市国民健康保険条例（昭和35年高松市条例第21号。以下「条例」という。）第14条第1項、第14条の7第1項、第14条の13第1項及び第14条の18第1項並びに第18条第1項（第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第18条第5項、第18条の3第1項（第3項において準用する場合を含む。）及び同条第5項（第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和8年度分として賦課する国民健康保険料の算定の基礎となるべき基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率並びに基礎賦課額分減額単価、後期高齢者支援金等賦課額分減額単価、介護納付金賦課額分減額単価、子ども・子育て支援納付金賦課額分減額単価、未就学児の基礎賦課額分減額単価及び未就学児の後期高齢者支援金等賦課分減額単価を次のとおり決定したので、条例第14条第3項（第18条第2項（第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第14条の7第3項、第14条の13第3項及び第14条の18第3項並びに第18条の3第2項（第3項において準用する場合を含む。）及び第6項（第7項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和8年4月2日

高松市長 大西 秀人

- (1) 条例第14条第1項第1号の数 100分の9.88
- (2) 条例第14条第1項第2号の額 31,700円
- (3) 条例第14条第1項第3号アの額 21,700円
- (4) 条例第14条の7第1項第1号の数 100分の2.60
- (5) 条例第14条の7第1項第2号の額 8,700円
- (6) 条例第14条の7第1項第3号アの額 5,800円
- (7) 条例第14条の13第1項第1号の数 100分の2.16
- (8) 条例第14条の13第1項第2号の額 9,400円
- (9) 条例第14条の13第1項第3号の額 4,600円
- (10) 条例第14条の18第1項第1号の数 100分の0.28
- (11) 条例第14条の18第1項第2号の額 1,300円
- (12) 条例第14条の18第1項第3号の額 100円
- (13) 条例第14条の18第1項第4号アの額 800円
- (14) 条例第18条第1項第1号アの額 22,190円
- (15) 条例第18条第1項第1号イの額 15,190円
- (16) 条例第18条第1項第2号アの額 15,850円
- (17) 条例第18条第1項第2号イの額 10,850円
- (18) 条例第18条第1項第3号アの額 6,340円

- (19) 条例第18条第1項第3号イの額 4, 340円
- (20) 条例第18条第3項において準用する同条第1項の規定により定める同項第1号アの額 6, 090円
- (21) 条例第18条第3項において準用する同条第1項の規定により定める同項第1号イの額 4, 060円
- (22) 条例第18条第3項において準用する同条第1項の規定により定める同項第2号アの額 4, 350円
- (23) 条例第18条第3項において準用する同条第1項の規定により定める同項第2号イの額 2, 900円
- (24) 条例第18条第3項において準用する同条第1項の規定により定める同項第3号アの額 1, 740円
- (25) 条例第18条第3項において準用する同条第1項の規定により定める同項第3号イの額 1, 160円
- (26) 条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定により定める同項第1号アの額 6, 580円
- (27) 条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定により定める同項第1号イの額 3, 220円
- (28) 条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定により定める同項第2号アの額 4, 700円
- (29) 条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定により定める同項第2号イの額 2, 300円
- (30) 条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定により定める同項第3号アの額 1, 880円
- (31) 条例第18条第4項において準用する同条第1項の規定により定める同項第3号イの額 920円
- (32) 条例第18条第5項第1号アの額 910円
- (33) 条例第18条第5項第1号イの額 70円
- (34) 条例第18条第5項第1号ウの額 560円
- (35) 条例第18条第5項第2号アの額 650円
- (36) 条例第18条第5項第2号イの額 50円
- (37) 条例第18条第5項第2号ウの額 400円
- (38) 条例第18条第5項第3号アの額 260円
- (39) 条例第18条第5項第3号イの額 20円
- (40) 条例第18条第5項第3号ウの額 160円
- (41) 条例第18条の3第1項の規定により定める額 15, 850円

- (42) 条例第18条の3第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により定める額 4, 350円
- (43) 条例第18条の3第5項の規定により定める第18条第1項第1号アの額 26, 945円
- (44) 条例第18条の3第7項において読み替えて準用する同条第5項の規定により定める第18条第1項第1号アの額 7, 395円
- (45) 条例第18条の3第5項の規定により定める第18条第1項第2号アの額 23, 775円
- (46) 条例第18条の3第7項において読み替えて準用する同条第5項の規定により定める第18条第1項第2号アの額 6, 525円
- (47) 条例第18条の3第5項の規定により定める第18条第1項第3号アの額 19, 020円
- (48) 条例第18条の3第7項において読み替えて準用する同条第5項の規定により定める第18条第1項第3号アの額 5, 220円

1 令和8年度保険料率

	基礎賦課額分	後期高齢者支援金等賦課額分	介護納付金賦課額分	子ども・子育て支援納付金賦課額分
所得割	100分の9.88	100分の2.60	100分の2.16	100分の0.28
被保険者均等割	31,700円	8,700円	9,400円	1,300円
世帯別平等割	21,700円	5,800円	4,600円	800円
18歳以上均等割				100円

2 保険料の減額単価（基礎賦課額分）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者均等割	22,190円	15,850円	6,340円
世帯別平等割	15,190円	10,850円	4,340円

3 保険料の減額単価（後期高齢者支援金等賦課額分）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者均等割	6,090円	4,350円	1,740円
世帯別平等割	4,060円	2,900円	1,160円

4 保険料の減額単価（介護納付金賦課額分）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者均等割	6,580円	4,700円	1,880円
世帯別平等割	3,220円	2,300円	920円

5 保険料の減額単価（子ども・子育て支援納付金賦課額分）

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者均等割	910円	650円	260円
18歳以上均等割	70円	50円	20円
世帯別平等割	560円	400円	160円

6 未就学児の保険料の減額単価（基礎賦課額分）

	軽減無し	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者均等割	15,850円	26,945円	23,775円	19,020円

7 未就学児の保険料の減額単価（後期高齢者支援金等賦課額分）

	軽減無し	7割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者均等割	4,350円	7,395円	6,525円	5,220円